

独立行政法人国立病院機構山形病院における
清涼飲料水等自動販売機の設置・運営者の公募の公示

令和4年7月1日からの当病院内における入院患者、外来患者及び職員等（以下「患者等」という。）のための清涼飲料水等自動販売機の設置・運営者（以下「運営者」という。）を公募することとしますので、希望する者は次のとおり企画書及び貸付料等にかかる見積書（封書で封印。以下「見積書」という。）を提出してください。

令和4年4月26日

経理責任者

独立行政法人国立病院機構山形病院長 川並 透

1 事業概要

(1) 事業名

国立病院機構山形病院における清涼飲料水等自動販売機の設置・運営事業

(2) 運営内容

運営者は、当病院長が指定する病院建物の一部を有償で借り受け、当病院と協議のうえ運営に必要な設備整備等を行い、患者等のための自動販売機の運営の全般を実施する。

(3) 貸付(運営)期間

令和4年7月1日～令和9年3月31日

本貸付契約は『定期建物賃貸借契約』を行うこととしているので、契約期間の満了をもって契約は終了し、更新はない。

(4) 履行場所

山形県山形市行才126番地2 独立行政法人国立病院機構山形病院

2 参加資格、選定基準及び評価基準

(1) 企画書及び見積書の提出者に要求される資格

- ① 独立行政法人国立病院機構契約事務取扱細則（以下、契約細則という。）第5条に規定される事項に該当する者は、特別な理由がある場合を除き、競争に参加する資格を有しない。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- ② 契約細則第6条に規定される事項に該当する者、当該事項に該当する者を使用する者で、その事実があった後一定期間を経過していない者は競争に参加する資格を有しない。なお、期間等については、独立行政法人国立病院機構の理事長から発出した契約指名停止等措置要領に基づく指名停止期間を適応する。
- ③ 契約細則第4条の規定に基づき、経理責任者が定める資格を有する者であること。
- ④ その他詳細は、「公募型企画競争説明書」等による。

3 手続等

(1) 担当課・係

〒990-0876 山形県山形市行才126番地2

独立行政法人国立病院機構山形病院 事務部 企画課 業務班長 大江 健一

電話023-684-5566 (代表)

(2) 説明書の交付期間及び場所

①交付期間

令和4年4月26日～令和4年5月20日

ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く9時～17時まで

②交付場所

3(1)に同じ

(3) 応募申込書の提出期限

令和4年5月23日(月) 17時まで

(4) 質問書の提出期限

令和4年5月13日(金) 12時まで

(5) 企画書及び見積書の提出期限、場所及び方法

①提出期限

令和4年5月25日(水) 17時まで

②提出場所及び方法

3(1)に同じ。持参または郵送。

(6) 企画書に基づく評価

書面での審査のみとする。

(7) 見積書の開封及び競争結果の発表

①日時

令和4年5月27日(金) 10時

②場所

独立行政法人国立病院機構山形病院会議室

4 その他

(1) 虚偽の内容が記載されている参加資格確認書類又は企画書及び見積書は、無効

(2) 契約書作成の要否 …… 要

(3) 企画書のヒアリング …… 必要に応じて実施

(4) 関連情報を入手するための窓口 …… 上記3(1)に同じ

(5) 契約までに要する費用は、全て各事業者の負担とする